

財務 VOL.42

税務調査のポイント ②

今回は、税務調査の流れや指摘されやすいポイントなどの概略についてご説明をさせていただきましたが、今回は前回にお伝えしておりましたように、私どもの豊富な調査対応経験の中から、参考になるお話をいくつかご紹介させていただきます(※文責: 税理士 北條勝紀、公認会計士 小野修一)。

【消耗品等として経費化したもの、実際に医院にありますか?】

ある医院の税務調査の立会いをさせていただいているときのことです。領収証を一枚一枚確認していた調査官が「このテレビと洗濯機はどこに置いてありますか?」という質問を発し、**現物が医院内で使用されているかの確認**をとりました。すると、不幸にも待合室、院長室のどこにもテレビが置かれておらず、自宅に置いてあると説明せざるを得ない状況となりました。税務調査の連絡を受けた場合、冷静に振り返って過去にそういうことがなかったかどうか(本来は個人的なものを経費に入れてしまっているケース)を今一度考えてみて下さい。

先日も、調査立会いにあたって、そのお話をさせて頂いたところ、あわてて自宅に置いていた高級ソファを医院に・・・といった事例がございました。現物確認をお忘れなく、当初医院で使用していても知らぬ間に自宅に、となっていないかご注意ください。

【非常勤の役員報酬を否認されないためには?】

医療法人に限ったお話になりますが、院長先生のご両親やご子息に対して役員報酬を支給されている医院は多いかと存じます。受付を手伝っている、経理をしている等、実働が伴っている場合は何も問題は生じないのですが、非常勤で実働が伴っていないケースが多々あります。「この方は何をされているのですか?」と調査官は尋ねてきます。はっきり答えられない場合には、何もしていない人に報酬を支給している点を問題にします。

実働がなければ報酬を支給してはいけいなのでしょうか? 必ずしもそういう訳ではありません。法人における役員の仕事は本来**経営に従事する、すなわち意思決定に参加すること**なのです。それを証明する簡単な方法がございます。**理事会等を開催し、意思決定を行った議事録を残しておくこと**です。しかも自筆で署名してもらって下さい。調査官にも調査結果を報告する上司がいます。報酬の経費性に問題がないと説明するための証拠として、その議事録が効力を発揮するのです。

分院の開設、取引先の新規開拓、設備投資等、法人として重要な意思決定を行う際には、まめに議事録を作成しておきましょう。

【その報酬、実質的には誰のもの?】

ご家族への役員報酬・専従者給与については、その勤務内容だけでなく、**本人の所得であるかどうかという実態が問題**にな

ることもあります。現金渡しではなく、ご本人名義の口座に振込むのはもちろんなのですが、場合によっては、その口座を実質的に誰が管理しているのが争点となることがあります。

以前あった事例ですが、東京の学校に通っているご子息に報酬を支給しており、その支給先の口座から頻繁にお金を引き出しているのが、大阪の支店であったため、実質的には院長がその報酬を管理・使用している、よって院長への報酬だと指摘されたケースがございました。

特に、ご子息に報酬を支給している場合には、無駄遣いをしないよう、院長ご夫妻が口座を管理しているケースも多いようですが、**支給した報酬をご本人が自由に使用できる状況になっているかどうか**というところまで気を配る必要がありますので、くれぐれもご注意ください。

【調査官の指摘を簡単に認めてはいけない】

調査官から経費の自己否認を要求されても、安易に応じる義務はありません。当然ながら彼らの主張に無理があることも少なからずありますし、いわゆる「**見解の相違**」はよくあるものです。主張すべきことは堂々と主張して調査官の理解を得られるよう努めることが不可欠です。明らかな誤りであれば素直に認めるしかありませんが、**納得がいけない場合には徹底して反論することが納税者の権利**です。

また通常、**税務調査での指摘により追徴課税が発生した場合には、その税額に対して更に10%のペナルティー**が課せられるのですが、**故意の仮装や隠蔽があった場合には、更に負担の大きくなる重加算税(35%)**が課せられます。重加算税を課することになると、**調査官にとっては「自身の成績(人事考課)」においてプラスに働くため、強引に話をそちらに持っていく傾向**があります。しかし、重加算税はあくまで故意に仮装や隠蔽をした場合に課されるものであり、故意であることの立証責任は税務当局側にあるとの国税不服審判所の裁決も出ております。

重加算税を課されると、**納税額が増える**だけでなく、不正な経理をしている事業所であると見なされて、**次の調査までのサイクルが短くなる**などのデメリットが生じます。**決して安易に応じることなく徹底抗戦(あくまで正当性の主張)して下さい。**

最後に

以上、税務調査に関わる実践的な事例を紹介させていただきましたが、何よりも重要なことは「**事前準備**」です。「争点になりそうなポイントは何か?」「**どういう説明の仕方をするのか?**」「**どのような根拠資料をもって正当性を主張するのか?**」「何を言ってはいけいのか(誤解を招く不適切な発言)?」等々…念には念を押して、十分に顧問税理士とは事前打合せ、リハーサルを重ねて調査に挑んでください。その事前準備の手間を掛けるか掛けないかで、結果は大きく異なるのですから。